

認定規程

平成 14 年 9 月 17 日 制定
平成 16 年 9 月 17 日 改正
社団法人 日本消防放水器具工業会

(目的)

第 1 条 本認定規程は、社団法人日本消防放水器具工業会（以下「工業会」という）が行う認定に関して、必要な事項を規定する事を目的とする。

(技術基準)

第 2 条 認定は、次の各号に掲げる技術基準により行うものとする。

(1) 登録認定

スプリンクラー設備等の送水口の基準

(平成十三年六月二十九日消防庁告示第三十七号)

(2) 自主認定

採水口の技術基準

(平成十一年十二月一日(社)日本消防放水器具工業会基準日放工第五十六号))

(認定の区分)

第 3 条 認定は、型式認定及び個別認定に区分する。
認定対象品目は、別表 1 に定めるものとする。

2. 型式認定は、個別認定を行うためにあらかじめ型式に係る形状、構造、材質、性能（以下「形状等」という）が、技術基準に適合しているかどうかの判定をするために行うものとする。
3. 型式試験の方法は、申請者の試験場所による立会試験又は工業会が認める試験場所の立会試験によること。ただし、認定委員会が認める場合は、試験の一部又は全部を第三者の公的機関等の試験に替えることができる。
4. 個別認定は、機器等の形状が前項の型式認定で適合と判定された型式（以下「型式認定」という）に係る形状等と同一であるか否かについて行うものとする。

(型式認定の依頼手続き)

第 4 条 型式認定を依頼しようとする者は、型式認定申請書（別記様式第 1 号）正副 2 部及び以下に掲げる書類等を工業会に提出するものとする。

(1) 機器設計仕様書；別記様式第 2 号

(2) 設計図；機器の構造、部品の名称、寸法、材質等を明らかにしたものと及び部品図一式（サイズ A 3 及び A 4）

(3) 社内試験成績書（型式試験用別記様式第 17 号又は 18 号）

(4) 品質管理諸事項；申請者の品質管理基準、品質管理体制図等
但し、すでに同一受検場所で複数の認定型式を受検する場合は、品質管理諸事項について別ファイルとし、個々の申請書類への添付を省略することができる。

2. 既認定型式を有する者に、当該型式（以下「受託型式」という）による製品と同一の製品を委託することを前提として取得しようとする型式（以下「委託型式」という）の場合で、個別認定の申請手続き及び認定合格証票の管理を、受託者が行う場合は、以下に掲げる書類等を認定委員会に提出するものとする。

- (1) 型式認定申請書（委託者名で作成のこと）
- (2) 委受託型式確認書（別記様式第3号）
- (3) 受託型式の設計仕様表（承認印のあるものの写し 一式）
- (4) 組立図（承認印のあるものの写し 一式 詳細部品図は不要）

（型式認定証の発行）

第5条 工業会は型式認定申請に基づき型式認定試験を行った結果、技術基準に適合していると認めるときは、型式認定番号を付与した型式認定証（別記様式第4号）を申請者に交付するものとする。

2. 事務局は、形式認定証の1部を、連番号に従って管理、保管するものとする。
3. 型式認定番号の付与方法は別表1に従うものとする。

（型式変更）

第6条 型式認定を受けた型式のうち、別表2に示す型式変更該当する範囲で、性能及び機能に影響がない場合は、型式変更認定として取り扱うものとする。

2. 型式変更認定を受けようとする場合は、型式変更申請書（別記様式第5号）及び次に掲げる書類等を添えて正副各々1部を工業会に提出するものとする。

- (1) 設計仕様比較表：変更後の仕様比較がわかるもので、別記様式第6号に準ずる比較表。
- (2) 設計図：構造、部品名称、寸法、材質等の変更部分を明らかにしたもの。
- (3) 既確認書類（写）一式：承認印のあるもの。
- (4) 社内試験成績書（型式試験用 別記様式第17号又は18号）

3. 型式変更認定試験の実施方法は、型式認定試験に準じるものとする。

ただし、書類審査のみで確認が可能と認定委員会が判断した場合は、立ち会い試験を省略することができる。

（軽変更）

第7条 型式認定を受けた型式のうち、別表3に示す軽変更該当する範囲で、性能及び機能に影響がない場合は、軽変更として取り扱うものとする。

2. 軽変更を受けようとする場合は、軽変更届（別記様式第7号）及び軽変更に関連する図面等を添えて正副各々1部を工業会に提出し承認を受けるものとする。

(個別試験)

第8条 型式認定に合格した製品を、その個別認定を受けようとするときは、以下の手順に従うものとする。

- (1) 個別認定受検希望日の2週間前までに、個別認定希望日表(別記様式第8号)を工業会あて提出する。
- (2) 専任の理事は、個別認定日を決定し、申請者に通知する。
- (3) 申請者は、決定した個別認定日の3日前までに、試験手数料の控え(別記様式第10号)を添えて個別認定申請書(別記様式第9号)を提出する。
- (4) 個別認定試験において、認定型式の製品と同一の構造等を有していると検査員が確認したとき、申請者は試験ロットの個々の製品に認定証票又は自主認定証票を貼付できるものとする。
- (5) 専任の理事は、検査員の立ち会いを省略し、申請者の社内試験成績表(別記様式第11号)により、個別認定の可否を決定する事が出来るものとする。
- (6) 個別認定の立ち会い省略は、連続10回の個別認定又は前回の立ち会い検査(型式認定試験の立ち会いを含む)から2年以上経過してはならないものとする。
- (7) 申請者は、認定証票及び自主認定証票の受け払いについて、受払台帳(別記様式第13号)を備え、随時工業会の確認を受けるものとする。

(型式の取消し)

第9条 型式認定後において構造等の無届変更、品質管理上著しい不備及び主要構造に、欠陥等がある場合、または、型式認定申請者の文書による届け出により、その型式を失効する場合は、工業会は当該型式を取り消すことができる。

(申請料)

第10条 型式認定申請、型式変更認定、個別認定申請、を行うに必要な申請料については、別途定める。

(品質維持義務)

第11条 型式認定を受けた申請者は、当該型式に係わる構造等と同一のものを製造するために、その品質の確保に務めなければならない。

(申請者が備えるべき書類)

第12条 個別認定受験者は、以下の書類を備えるものとする。

- (1) 型式認定書類 副本(型式失効から5年間は保存の事)
 - (2) 個別認定申請書・個別試験成績表・個別試験履歴表(別記様式第12号)(個別認定日より5年間以上保管の事)
 - (3) 認定証票受け払い台帳・自主認定証票受け払い台帳(個別認定日より5年間以上保管の事)
2. 以上の書類は工業会からの要請があれば提出できるように整理保管し、個別認定立ち会い試験時に、検査員が確認するものとする。

(工業会が備えるべき書類)

第13条 工業会は、以下の書類を工業会事務局に備えるものとする。

- (1) 型式認定書類 正本 (型式失効から5年間は保存の事)
- (2) 個別認定申請書・個別試験成績表・個別試験履歴表 (個別認定日より5年間以上保管の事)
- (3) 認定証票受け払い台帳・自主認定証票受け払い台帳 (個別認定日より5年間以上保管の事)
- (4) 申請料等の関する会計帳簿 (7年間以上保存の事)

2. 以上の書類は年3回以上監査員による監査を実施するものとする。

(型式認定申請及び個別認定申請手続きの委任)

第14条 型式認定及び個別認定の申請手続きを、申請者以外に委任する場合は事前に委任状(別記様式第15号)を工業会あて提出するものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日より実施する。

この規程は、平成16年9月17日より実施する。

別表1

区別	種別	形状	弁付きの区別	型式番号	備考
登録 認定	送水口 双口	壁埋込み型		認送-〇〇〇(連番号)	
		スタンド型			
		その他			
	送水口 単口	壁埋込み型			
		スタンド型			
		その他			
自主 認定	採水口 双口	壁埋込み型	ストップ弁付き	適採-〇〇〇(連番号)	型式変更の場合は、連 番号の後に一枝番号と する
		スタンド型			
		その他			
	採水口 単口	壁埋込み型	ストップ弁付き		
		スタンド型			
		その他			
		壁埋込み型	ストップ弁無し		
		スタンド型			
		その他			

別表2

型式変更該当する変更の例示	
ホース接続口の材質変更	青銅鋳物からステンレス鋳物に変更等
本体材質の変更	青銅鋳物からステンレス鋳物に変更等
スタンド型のパイプ材質の変更	ステンレスパイプから真鍮パイプに変更等
内部部品の材質・寸法変更	弁体を青銅鋳物からステンレスに変更等
主要構造・機能が同等で、元型式と互換性があると考えられるものに限る	

別表3

軽変更該当する変更の例示	
ホース接続口の種類の追加・変更	ねじ式を追加等（同一呼称に限る）
保護キャップの追加・変更	保護キャップの材質・形状等の変更等
外部装飾の追加・変更	装飾メッキの追加・変更、磨き・ヘアーラインの追加等（防錆処理に影響のない物）
その他	図面のみで性能・機能に影響がないと判断出来る部分の変更
主要構造・機能が同一で通水断面の減少しないものに限る。	

別表4

区別	形状	弁付きの区分	型式申請料	型式変更申請料	個別試験料
登録認定	送水口双口		¥80,000	¥60,000	¥400
	送水口単口				
自主認定	採水口双口	ストップ弁付き	¥60,000	¥40,000	¥300
	採水口単口	ストップ弁付き			
		ストップ弁無し			

等価管長試験費用	¥50,000	工業会に左記を依頼する場合
せん断試験費用	¥30,000	